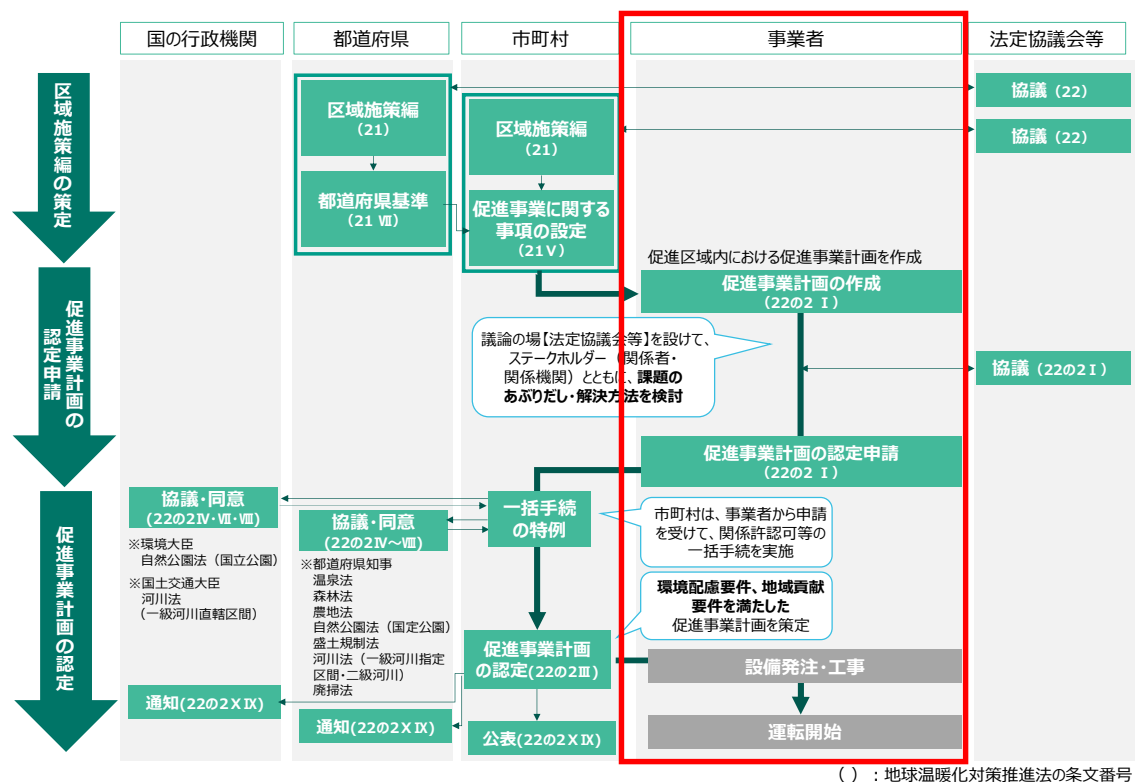


第4 事業者の対応



この項目では、促進事業制度における事業者の対応について解説します。

1 促進事業計画案の作成

(1) 事前相談

促進事業を行おうとする事業者は、地球温暖化対策推進法において、法定協議会が組織されているときは法定協議会における協議を経て、促進事業計画を作成し、区域施策編を策定した地方公共団体の認定を申請することができるとされています（法第22条の2第1項）。

地方公共団体が組織・運営する協議会での協議や地方公共団体における認定手続を円滑に進めるためには、事業立案や計画の段階等可能な限り早い時期において、地方公共団体の担当部署に事前相談を行うことが望まれます。事前相談では、促進事業計画の認定要件の確認等を行うことが想定されます。

地方公共団体によっては、事前相談の時点では促進事業に関する事項が設定されていない場合が考えられます。また、促進事業に関する事項が設定されている場合であっても、想定する事業地が促進区域に含まれないことも考えられますが、地方公共団体によっては、事業者の提案を受けて促進区域を設定（事業提案型での促進区域等の設定）することを可能としている場合もあります。

地方公共団体とは早期にコミュニケーションをとり、必要な手続等を確認することが求められます。

(2) 促進事業計画案の作成

事業者は、まずは、法定協議会での協議開始に向けて、運営する地方公共団体の求めに応じて、促進事業計画案を作成することとなります。促進事業計画案には以下の事項を記載します（法第22条の2第2項各号）。

＜地域脱炭素化促進事業計画に記載しなければならない事項＞

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガス排出量の削減等に関する目標を含む）
- ③ 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- ④ 地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の施設の整備内容
- ⑤ ④の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ⑥ ④の整備及び⑤の取組に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- ⑦ ④の整備及び⑤の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑧ ④の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - ・ 地域の環境の保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

第4 事業者の対応

⑨ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

また、促進事業計画案は、以下の促進事業計画の認定要件を満たすように作成します（法第22条の2第3項各号）。

- 促進事業計画の内容が区域施策編に適合するものであること。特に促進事業計画に記載しなければならない事項のうち④、⑤、⑧が区域施策編と合致していることが必要です。
- 促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は以下のとおりです（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「認定省令」という。）第5条各号）

＜地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準＞

- ① 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。
- ② 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準（認定省令第6条各号）は以下のとおりです。

＜環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準＞

- ① 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、

第4 事業者の対応

実施するものであること。

- ② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20kW未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- ③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- ④ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種別に応じて適切に事業を実施するものであること。
- ⑤ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- ⑥ 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

促進事業計画案の作成に当たっては、付録として掲載している促進事業計画の様式を参考にするとともに、協議会での協議で求められる事業計画の分かりやすい解説資料や数値等の根拠を整理しておくことが望まれます。

(3) 促進事業計画案の作成に当たっての地域への配慮

促進事業計画案の作成に当たって、適正な環境配慮の確保と地域の合意形成に配慮する必要があります（法第22条の2第2項第8項口参照）。

地域に受け入れられる事業となるためには、地域住民の生活環境や自然環境への最大限の配慮は当然のことながら、事業を通じて、必要に応じて地域の各主体も巻き込みつつ、地域経済の活性化、防災等の社会課題の解決に貢献する姿勢が肝要です。

地域のニーズに応じた事業形成に向けては、地域の行政、住民、企業者との関係構築を丁寧に行うことが必要です。協議会にて地域住民やその他の利害関係者と対峙する前に、必要に応じて地域コミュニティの代表者に情報提供を行うこと等も検討してください。

(4) 促進事業計画案の作成における留意事項（地方公共団体への協力）

地方公共団体によっては、事業者の提案により随時、促進区域を設定する準備をしている場合があります。

第4 事業者の対応

促進区域の設定に当たっては、その設定主体となる地方公共団体が環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮すべき事項等の情報を収集する必要がありますが、事業者は、事業計画段階で既にこれらの情報を収集している場合も考えられることから、地方公共団体に提供する等促進区域等の設定に協力することが望まれます。詳細は地方公共団体の担当部署と相談してください。

2 法定協議会での事前協議

(1) 法定協議会の役割及び構成員

促進事業計画の認定を申請しようとする事業者は、計画策定市町村において法定協議会が組織されている場合は、認定申請の前に、法定協議会において当該事業計画を協議してもらう必要があります（法第22条の2第1項）。これは、促進事業計画が区域施策編に定めた要件に適合することについて、市町村だけでなく、法定協議会の構成員が確認することで、地域の円滑な合意形成を図ることがねらいです。

また、市町村による一括手続の対象となる法令の許可権者等である国や都道府県の担当部局が法定協議会に出席し、技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許可等の制度に対する理解増進を図ることも考えられます。

法定協議会の構成員の例は45、46ページを参照ください。

3 促進事業計画の認定申請

(1) 促進事業計画の認定申請

2 (1) にて記載の法定協議会による協議を経た事業計画について、35～38 ページに示す書類がそろっているかを確認した上で、市町村（法第 22 条の 5 に基づく区域の場合は都道府県）の担当部署に促進事業計画を提出し、認定を申請します。

(2) 促進事業の実施

事業者は、促進事業計画の認定後、その事業を促進事業として実施することが可能となります。事業実施に際して、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令の「第 1 認定事業に対する特例」に記載の特例を受けることができます。

事業者は、促進事業計画に沿った事業の進行を常々確認し、計画に沿っていない場合には速やかに軌道修正するとともに、必要に応じて事業計画の見直しも行う必要があります。

(3) その他申請に当たっての留意点

促進事業計画の認定申請において、地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められる必要があります。国有林野の貸し付けなど、土地使用権原の事前取得が明らかに困難な場合が考えられます。

このような場合の取扱いについては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令の「第 4 コラム 9 地域脱炭素化促進事業計画の認定と土地使用権原の取得について」をご参照ください。

4 促進事業計画の変更の認定申請等

(1) 促進事業計画の変更の認定申請

促進事業の認定を受けた事業者が促進事業計画を変更しようとするときは、法定協議会が組織されているときは当該法定協議会における協議を経て、計画策定市町村の認定を受ける必要があります。

ただし、以下に示す環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更についてはこの限りではありません。

＜環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更＞

- ① 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- ② 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更
- ③ ②に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- ④ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- ⑤ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- ⑥ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- ⑦ 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
 - ・地域の環境の保全のための取組
 - ・地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

促進事業計画を変更する場合には、付録の促進事業計画の変更に係る認定申請書を作成し、都道府県または市町村の担当部署に速やかに申請することが必要です。

(2) 促進事業計画の軽微な変更の届出

促進事業の認定を受けた事業者が環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならないとされています。

第4 事業者の対応

促進事業計画に軽微な変更が生じた場合には、市町村若しくは都道府県の担当部署に速やかに届け出ることが必要です。

(3) 事業の報告、認定の取消

都道府県または市町村の長は、事業者に対して、促進事業計画に記載する以下の取組の実施状況について報告を求めることができるとされています。

- ① 地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の施設の整備内容
- ② ①の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- ③ ①の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - ・ 地域の環境の保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

また、当該促進事業計画を認定した都道府県または市町村は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、促進事業計画の認定を取り消すことができるとされています。

- 事業者が促進事業計画に従って促進事業を行っていないとき。
- 促進事業計画が以下のいずれかに該当しないものとなったとき。
 - ・ 促進事業計画の内容が区域施策編に適合するものであること。
 - ・ 促進事業計画に記載された促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・ その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。